明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を変更した件（文部科学七三）　一
○保安林の指定をする件（農林水産九八三～九八七）　九
○保安林の指定を解除する件（同九八八～一〇〇四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一〇〇五～一〇一〇）　一〇
○輸出貿易管理令第十二条第一号の規定に基づくその輸出の承認の権限が経済産業大臣から税関長に委任される同令別表第二の四三の項の中欄に掲げる貨物から経済産業大臣が告示で除くものの一部を改正する件（経済産業九二）　一三
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（同九三）
〔官庁報告〕
国家試験
CBTによる平成二十九年度ITパスポート試験合格者（経済産業省）　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決、地方職員共済組合役員の異動、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立・変更関係　一七
会社その他
会社決算公告　二〇三

告示

○文部科学省告示第七十三号

子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（平成二十五年五月十七日閣議決定）を平成三十年四月二十日に変更したので、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成十三年法律第百五十四号）第八条第三項の規定により準用される同条第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年五月二日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　中川　雅治